

第二復員部内未復員者災害給與處理要領

(昭和二十四年一月七日復二第六号)
復二第一二一號 政正

第一條 この要領で災害給與とは、未復員者給與法災害給與施行規則（昭和二十四年一月七日厚生省令第二号。以下災害規則といふ）第一條に示す給與をいう。

第二條 災害給與の実施については未復員者災害給與処理要領（昭和二十四年一月七日一復第一、六〇六号）を適用する。但し障害一時金支給裁定の手續等はこの要領の定めるところによる。

第三條 災害規則第三條の障害一時金支給申請書を受けた世話課長は、これを本人のもと在籍していた第二復員局残務処理部長又は、地方復員残務処理部長（以下在籍の残務処理部長といふ）に送付する。

前項の障害一時金支給申請書を受けた残務処理部長は、調査の上、障害一時金の支給を要するものと認めた者につき、障害一時金支給認定申請書（様式別紙）二部に申請者からの申請書類を附し、これを第二復員局残務処理部長を経て厚生大臣に申請する。

第四條 前條の障害一時金支給認定申請書類は、厚生大臣の裁定後支給認定申請書を第二復員局残務処理部に保管し、他の一部及び申請者からの申請書類は、厚生大臣の裁定の結果及び支拂損仕廻を記入し、裁定通知とともに在籍の残務処理部長に返戻する。在籍の残務処理部長は前項の書類中、支給認定申請書はこれを保管し、裁定通知書及び申請者からの申請書類を受理した世話課長に返戻する。但し、支出官直接拂の場合においては、裁定通知書は、第二復員局残務処理部から申請者に直接送付する。

第五條 世話課長は、前條の規定による厚生大臣の裁定に基き、世話課において支拂を担任するものについては、裁定通知書

を申請書に添付するとともに未復員者災害給與処理要領第三條の規定により障害一時金を支給する。

八八

様 式

障 壊 一 時 金 支 給 認 定 申 請 書		
本籍地	氏名	生年月日
現住所	身分	名
傷病名	年月日	昭和年月日
受傷又は致病の年月日	年月日	年月日
復員年月日	年月日	年月日
未復員者給與法によつて療養費の支給を受けた時	自昭和年月日	至昭和年月日
障害一時金支給の資格が生じた年月日及びその理由	昭和年月日	年月日
障害の状態及び金額	級甲(乙)類	回
未復員者給與法の該当條項	第八條の四(附則第三條又は同第四條)	
未復員者給與法による障害一時金又は他の法令の規定によりこれに相當する給付の支給を受けたものと有無	ない(恩給法上の公務員であつて公務基因否認等により傷病恩給の支給を受けられないものでこの要領の適用を受けられる者についてはその旨記入すること)	

0654

右の通り相違ないので障害一時金を支給し度いから認可せられ度く申請する

昭和 年 月 日

地方復員(第二復員局) 残務処理部長 団

厚生大臣 殿

調製上の注意

- 一、受傷又は発病の場所は地域及地点を詳記すること。
- 二、障害一時金支給の資格が生じた理由は「復員の際治ゆ」「復員後治ゆ」「復員後療養中のところ治ゆ」「復員後療養中のところその期間満了」「改正法施行前治ゆ」等法第八條の四又は法附則第三、第四條の區分に従い記入すること。

0655